

卸売担当者取扱要領

市場における卸売担当者の資格等については、高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 16 条並びに高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 47 年高松市規則第 3 号。以下「規則」という。）第 8 条及び第 9 条の規定によるほか、この要領によるものとする。

1 講習会の受講

卸売担当者のさらなる資質向上の為、年度内に 1 回、市長が開催する講習会を受講することができる。ただし、5 年に 1 回は必ず受講しなければならない。

2 相談の受付

卸売業者から卸売担当者の資質向上等の為の相談があれば、市長は応じることができる。

3 取引参加者への指導

卸売担当者は、市場の秩序に配慮し、公正かつ効率的な売買取引の為、必要に応じて取引参加者に対して指導をすることができる。

附 則

この要領は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。